

2020年6月

電子契約・電子署名の活用に関する諸問題― テレワーク・在宅勤務における利用拡大に備えて

弁護士 宮川 賢司 / 弁護士 望月 亮佑

新型コロナウイルス対策としてのテレワーク・在宅勤務の定着に伴い、電子契約・電子署名の再活用について関心が高まっている。一方で、日本においてはいわゆるハンコ文化が定着しており、特に電子署名の法的取扱いが不明確であるとの指摘もなされている。そこで本ニュースレターでは、電子署名を巡る日本法の諸問題を概観しつつ、電子契約・電子署名が企業法務において定着するための課題について考察する。

1. 電子契約・電子署名一般論

民法に基づく一般論としては、一定の要式行為でない限り¹、契約は口頭でも成立する。その意味で、電子契約・電子署名でも、その私法上の効力が一般的に否定されるわけではない。

しかし、当事者間において契約の成立の成否等が争いとなり裁判となった場合、契約の成立を主張する当事者は当該契約の成立を立証しなければならない。

民事訴訟法第228条第4項は私文書の成立の真正に関する推定規定を置いており、企業間の契約実務はいわゆる「二段の推定」の理論を踏まえて、契約書の成立の真正を確認した上で執り行われているとすることができる。企業間契約の典型である捺印による契約締結を前提とすると、「二段の推定」とは、①当事者本人の印鑑の印影があれば本人による押印がなされたものと推定され(事実上の推定)、かつ、②本人による押印があれば文書の成立の真正が推定される(民事訴訟法第228条第4項の適用による推定)という理論である。この理論に基づき、企業間の契約(特に重要な契約)については、当事者企業のいわゆる登録印による捺印と印鑑証明書の確認により、当事者企業の適式な契約締結を確認するという実務が定着している。

上記のような企業間の契約締結実務を踏まえて、電子契約に付される電子署名の効力をどのように考えるかが問題となる。

¹ 要式行為の例としては、保証契約(民法第446条第1項、第446条第2項)(但し、電磁的記録でも可(同条第3項))定期借地契約(借地借家法第22条)、定期建物賃貸契約(借地借家法第38条第1項)などがあげられる。

2. 電子署名に関する諸法律について

契約書等の電子化に関する要請はインターネットの普及が始まった頃から存在しており、私人間の電子契約に付される電子署名の効力に関連する法律としては、主に以下の3つが挙げられる。

- ① 2001年4月1日施行の「電子署名及び認証業務に関する法律」
- ② 2018年1月1日施行の「電子委任状の普及の促進に関する法律」
- ③ 2000年10月1日施行の改正商業登記法(以下「2000年改正商業登記法」という。)により追加された商業登記に基づく電子認証制度

上述した企業間契約一般に適用される法律以外に、建築業法などの各事業法や下請代金支払遅延等防止法で電子契約についての規定が定められているが²、本ニュースレターにおいては、一般的な電子署名に関する制度を紹介するとどめるため、各事業法における電子契約についての検討は割愛する。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律

「電子署名及び認証業務に関する法律」(「電子署名法」)は、電子署名の定義(電子署名法第2条第1項)、電子署名の推定効(同法第3条)及び電子署名の認証を行う事業の規律等(主に同法第4条以降)を内容とする法律である。

電子署名法第2条第1項により、「電子署名」とは、電子データを対象として行われた措置のうち、以下の各号要件である

「一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。」

を満たすものとされている。ここでいう電子データとは、「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報」(電子署名法第2条第1項柱書)である。

上記二つの要件は、電子署名の機能に着目した要件であり、第1号の要件は、電子データを対象として行われた措置の目的が措置を行った者が作成したということを表すためであること、つまり、電子署名者の意思、認識を表すために当該措置がなされていることを意味するとされている。第2号の要件は、電子署名の付与後に、電子データが改変されていないかどうか確認することが可能な機能を有していることと考えられており、この要件自体には電子署名の暗号の強度が充分であり、改ざんの可能性が少ないこと自体は含まれていないとされている。

電子署名法第3条は、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されており(いわゆる電磁的記録の成立の真正に関する推定効)、民事訴訟法第228条第4項において私文書について、本人の署名・押印がある場合に当該文書の成立の真正を推定するのと同様に、電子署名法第3条の要件に該当する電子署名が存在すれば、電磁記録全体の成立の真正が認められるという規定となっている。「本人による電子署名」であることは、実際に本人が行った電子署名で

² 例えば、建築業法第19条第3項や下請代金支払遅延等防止法第3条第2項では、建設業に関する請負契約及び下請契約における、電子契約の利用を定めている。

あることを示すことを必要とする要件であり、この要件は電子証明書などによって立証されることで認められると考えられている。また、「(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)」とは、例えば、公開鍵暗号方式による電子署名で言えば、秘密鍵や秘密鍵を保管している IC カード等が適切に管理されていることなどがあたるとは考えられているものの、いずれの要件においても、裁判例があるわけではないこと等から、他の方法でも同要件を満たす可能性もある。

電子署名法第 3 条は民事訴訟法第 228 条第 4 項に類似する規定だが、以下の 3 点について注意が必要である。

① 認定認証業者とその他の認証業者の違い

電子署名法第 4 条以降は、特定認証業務のうち主務大臣の認定を受けた電子認証機関(以下「認定認証業者」という³⁾)に関する規律を定めているが、電子署名認証業への参入を促進する観点から、これはあくまでも任意の認定制度に過ぎないため、認定認証業者によって認証された電子署名であることが電子署名法第 3 条の推定効を受けるにあたって必要不可欠の要件とされているわけではない。すなわち、電子署名法第 4 条以下の認定を受けていない電子認証機関(以下「その他の認証業者」という)が提供する電子署名であっても、電子署名法第 2 条及び第 3 条の要件該当性を個別に主張立証できれば、電子署名法第 2 条及び第 3 条の適用は受けられる。但し、認定認証業者によって認証された電子署名については、事実上、電子署名法第 3 条の要件の該当性において、証拠の面で強い効力を持つこととなると考えられている。

② 電子署名法第 3 条と二段の推定との関係

民事訴訟法第 228 条第 4 項においては、上述したいわゆる二段の推定が確立されているのに対し、電子署名法第 3 条はいわゆる二段の推定における二段目の推定と同じ効果を定めたものに過ぎないため、現状では、いわゆる二段の推定における一段目の推定、つまり「本人による電子署名」(電子署名法第 3 条)という要件を立証する必要がある。この点、従来の印鑑を用いる場合(民事訴訟法第 228 条第 4 項が適用される場合)と電子署名を用いる場合(電子署名法第 3 条が適用される場合)の関係に関する現状の考え方をまとめると、下記のようなものと思われる(説明の便宜上、電子署名法第 3 条が適用されない電子署名に関する説明は下記図において省略する)。

<印鑑と電子署名に関する二段の推定の適用>

	印鑑を用いる場合(民事訴訟法第 228 条第 4 項が適用される場合)	電子署名を用いる場合(電子署名法第 3 条が適用される場合)
一段目の推定	当事者本人の印鑑の印影があれば本人による押印がなされたものと推定される(事実上の推定)。	現状では、当事者本人の電子署名があっても、本人による電子署名がなされたものとの事実上の推定は働かないと考えられる。 したがって、本人による電子署名の真正性が争われた場合には、当該電子署名

³⁾ 法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html>) によると、認定認証業者は、平成 30 年(2018 年)11 月 10 日時点で 10 業者である。

		に関する電子証明書等により、当該電子署名が本人によりなされたことを主張立証することになると思われる。
二段目の推定	本人による押印があれば文書の成立の真正が推定される(民事訴訟法第228条第4項の適用による推定)。	本人による電子署名があれば電磁的記録の成立の真正が推定される(電子署名法第3条の適用による推定)。

③ 自由心証主義に基づく真正な契約成立の立証

仮に電子署名法第3条の要件を満たさず、同条が定める推定効が得られないとしても、その推定効は、電磁的記録成立の真正を推定しないにすぎず、契約の成立が認められないということではない。民事訴訟では自由心証主義が採用されていることから、例えば、電子文書のアクセス時刻の記録、当事者の契約の締結に至るやりとり、本人性の確認手段、当該電子署名そのものの技術等を主張立証していくことで、契約の成立の真正を立証することも可能である。

上記三点に加えて、電子署名法第4条以下の電子認証業務について、以下の点にも注意が必要である。すなわち、認定認証業務の発行する電子証明書では、電子証明書の内容として、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」(電子署名法施行規則)第6条第5号ハにおいて「当該電子証明書の利用者の氏名」と規定し、個人を示すことしかできず、また電子署名法施行規則第6条第8号の規定から、会社の所属や肩書を示した属性の電子証明書の発行は国の認定対象外とされている。したがって、下記第3章に記載する点に留意する必要がある。

(2) 電子委任状の普及の促進に関する法律

「電子委任状の普及の促進に関する法律」(「電子委任状法」)は、電子委任状を「電子契約の一方の当事者となる事業者(法人にあつては、その代表者。第4項第1号において同じ。))が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨(第3項において「代理権授与」という。)を表示する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)と定義し(電子委任状法第2条第1項)、電子署名法同様に、電子委任状を取扱業務として行っているもののうち、任意で主務大臣の認定を受けることのできる認定制度(電子委任状法第5条)等を規定する法律である。

電子委任状法により、代表者が紙に押印することで発行していた委任状を国の認定制度の下、電子委任状として発行することで、電子的な手続きにおいて、従業員が代表者から委任されていることを示すことができるようになる。上述のように、電子署名法では、認定認証業務の電子証明書では、個人を示すことしかできず、法人そのものや会社の所属、肩書といった属性を示すわけではない一方で、実務では法人の代表者等から委任を受けた従業員が契約締結において主体となることがあり、当該従業員の属性を示す電子委任状法によって、法人間で行われる電子取引の安全を確保するという法律である。

電子委任状の形式としては、複数の方式があるが、例えば電子証明書方式では、電子証明書に本人の氏名等に加えて、会社への所属、権限などを書き込むことで、会社の当該担当者への権限の委任を示すことができるというものである。電子委任状法は、電子署名法のように電子委任状の成立の真正の推定規定を置いているわけ

ではないものの、認定電子委任状取扱事業者が取り扱う電子委任状については、委任状の本人性、改ざん性が事業者によって確認されていることなどから、一般の電子委任状よりその信頼性が高いものとなっているといえ、その利用が期待されている。

(3) 2000年改正商業登記法に基づく電子認証制度

2000年改正商業登記法に基づく電子認証制度は、対象となる電子署名(以下「商業登記電子署名」という。)を商業登記法第12条の2第1項第1号で定め、電子証明書を請求できる者(商業登記法第12条の2第1項本文)、電子証明書において証明される事項(商業登記法第12条の2第1項、第3項)、電子証明書の提供の手続(商業登記法第12条の2第5項)等について規定している。

商業登記に基づく電子認証制度の概要としては、登記情報に基づく資格証明書、印鑑証明書等の交付制度を通じて登記所が果たしてきた社会的役割を電子取引の分野においても実現するという観点から、法務局から電子証明書を発行することで、会社の代表者等の商業登記電子署名に関する電子認証を行うとともに、電子証明書の内容として会社の存在、代表権の存在、代表者の同一性を合わせて証明するというものである。

商業登記に基づく電子認証制度では、まず、電子証明書の発行を受ける法人等が、自ら電子署名を作成し、それを解読するのに必要な情報を法務局に提出し、法務局から商業登記電子署名を解読するのに必要な情報と電子証明書の発行を受けている法人に関する情報が記載された電子証明書を発行してもらい、取引実行時に、その電子証明書を契約の相手方に商業登記電子署名とともに送付し、相手方はその電子証明書の有効性を法務局に確認することで、法人の存在や代表権限の存在が確認されるというものである。かかる制度の趣旨は、商業登記電子署名を押印に例えるならば、電子証明書は印鑑証明書であり、資格証明書、印鑑証明書に裏付けられた書面取引と同様の安全性を、商業登記電子署名を利用した電子取引においても実現することができるものとされている。このように、商業登記電子署名及びそれに関する電子証明書が日本の企業で広く利用されるようになれば、企業間取引における電子署名の方法として定着する可能性はある。但し、2000年改正商業登記法に基づく電子認証制度では、商業登記に基づくものであるという制度上、代表取締役や支配人の電子証明書のみが発行されることとなる。

(4) 各制度における電子証明書の証明内容

上述のように、電子署名法第3条の要件においては、「本人による」電子署名であることが要件とされており、「本人による」電子署名であることの立証方法の一つとして、電子証明書を活用することが考えられる。

① 商業登記電子署名に関し法務局が発行する電子証明書

商業登記電子署名に関し法務局が発行する電子証明書では、通常の商業登記制度における印鑑証明書と同様に、法人の代表取締役等であることが証明され、当該法人の法人格、当該代表取締役等の代表権限、当該電子署名が法人代表者の電子署名であることが示されることになる。

② 認定認証業者によって発行される電子証明書

電子署名法に基づく、特定認証業務のうち、認定を受けた電子認証機関(認定認証業者)によって発行される電子証明書は個人の電子署名の真正性を証明するものであり、法人そのものや会社の所属、肩書を証

明するものではない。法人の担当者が法人のために電子署名を付す場合に、当該担当者の権限を確認する手段の一つとして、電子委任状法に基づく電子委任状取扱業務のうち認定を受けた電子委任状取扱業者によって発行される電子証明書を活用することが考えられる。

③ その他の認証業者によって発行される電子証明書

上記以外の方策としては、法務省の認定を受けていないその他の認証業者によって発行される電子証明書を活用する手段が考えられる。

3. 企業間の電子契約における電子署名の活用方法

上記のような現状における電子署名に関する法制度を踏まえると、企業間の電子契約における電子署名の活用方法としては、例えば以下のような手段が考えられる。

① 商業登記電子署名の活用

まずは、商業登記電子署名を電子契約に利用することが考えられる。この場合、法務局発行の電子証明書により、法人の代表者による電子署名であることを立証し、電子署名法第 3 条の適用により電磁的記録の成立の真正の推定を受け、電子契約の成立を確保することが考えられる。

② 認定認証業者による電子署名の活用

次に、電子署名法に基づく認定を受けた認定認証業者による電子署名を電子契約に利用することが考えられる。この場合、認定認証業者発行の電子証明書により、法人の担当者個人による電子署名であることを立証し電子署名法第 3 条の適用により、電磁的記録の成立の真正の推定を受け、電子契約の成立を確保することが考えられる。当該電子署名について、法人の担当者が法人のために電子署名を付したこと、つまり当該担当者の権限を証明する手段として、電子委任状法に基づく電子証明書を併せて活用することが考えられる。

③ 商業登記電子署名や認定認証業者による電子署名以外の電子署名の活用

最後に、商業登記に基づく電子署名や認定認証業者による電子署名以外の電子署名(以下「その他電子署名」という。)を電子契約に利用することが考えられる。この場合においても、上述のように、その他電子署名が電子署名法第 2 条第 1 項及び電子署名法第 3 条の要件に該当すれば、電子署名法第 3 条に基づく推定効を受けることはできる。もっとも、その他電子署名の活用においては、以下の 3 点に留意する必要がある。

第一に、いわゆる当事者型電子署名について電子署名法第 3 条が適用されるかという法解釈論上の問題⁴

⁴ 当事者型電子署名及び後述の立会人型電子署名の電子署名が電子署名法第 2 条 1 項の電子署名にあたるかについては議論がありうるが、内閣府規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ第 10 回及び第 11 回会議等における議論を踏まえて、法務省から、電子署名法第 2 条第 1 項と同じ定義である会社法施行規則第 225 条第 2 項の解釈において、「いわゆるリモート署名やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても、取締役会に出席した取締役又は監査役

である。

いわゆる当事者型電子署名とは、クラウドサービス上にアップロードした当事者名義の電子署名に署名者の氏名とメールアドレスを登録すると、そのメールアドレス宛に、クラウドサービスにログインするための URL が送信され、受信者がその URL を用いてログインし、電子署名を付与するというものである。

当事者型電子署名は、当事者名義の署名又は印影を電子的に表示することが想定されているため、「本人による」という要件の関係では、電子署名法第 3 条との親和性はあると思われる。しかし、同条の「(これを行うために**必要な符号及び物件**を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)」との要件(下線は筆者)は、電子署名に関する秘密鍵等を IC カード等の「物件」により保管することを想定しているため、「物件」を持たないクラウド型の電子署名一般(当事者型及び立会人型の双方を含む)について電子署名法第 3 条の適用は難しく、電子署名法第 3 条の改正が必要であるという考えが有力に主張されている⁵。この点に関しては、脚注 4 記載の会社法施行規則第 225 条第 2 項の解釈に関する法務省見解を踏まえ、電子署名法第 3 条との関係でも法務省による解釈の変更又は電子署名法第 3 条の改正が期待される。

第二に、いわゆる立会人型電子署名について電子署名法第 3 条が適用されるかという法解釈論上の問題である。

いわゆる立会人型電子署名とは、電子文書に対して契約当事者が電子署名を付与するというのではなく、電子契約のサービスを提供している第三者である電子署名サービス業者が立会人として、当事者が契約に合意したことについて確認することの電子署名を付与するという形式の電子契約サービスである。契約当事者が自ら電子署名を付与しない形式のため、上述第一で議論した「物件」を持たないというクラウド型の電子署名と共通する問題に加え、電子署名法第 3 条の「本人による」電子署名と認められるためにはハードルがあるものと思われる。立会人型電子署名について電子署名法第 3 条の適用を肯定する場合の理論構成、及び仮に電子署名法第 3 条の適用が否定され自由心証主義の下で契約成立の真正を立証する場合の立証構造について今後の裁判例・実務の集積を注意深く見守る必要がある。

第三に、上記の電子署名に共通する実務レベルの問題だが、相手方企業が当該電子署名をどのような手続を経た上で当該電子契約に付しているのか(すなわち、本人が電子署名を付しているのか、それとも本人の使者や代理人である担当者が電子署名を付しているのか)については、電子署名法第 3 条の「本人による(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)」との要件との関係で、特に今後の裁判例・実務の集積を注視する必要がある。

がそのように判断したことを示すものとして、当該取締役会の議事録について、その意思に基づいて当該措置がとられていれば、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであると考えられます。」との解釈が提示されているとのことである(『日本経済新聞』2020 年 5 月 31 日朝刊)。なお、法務局における登記申請との関係では、最近、取締役会議事録等の添付書類の作成者が印鑑証明書提出者でない場合には、下記法務省のホームページに掲載されている電子署名サービス業者が提供する電子署名を行うサービスによる電子署名を用いて作成した書面も認められ(下記 URL の「第3 電子証明書の取得—添付書面情報の場合—送信すべき電子証明書の種類」の欄を参照)、その他電子署名を活用できる場面が広がったといえる。(法務省ホームページ: <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html#05>) 但し、その場合でも登記申請書等については商業登記電子署名が必要となるので、留意が必要である。

⁵ 内閣府規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ第 10 回会議の資料1-1-1として提出された、日本組織内弁護士協会作成に係る 2020 年 5 月 12 日付「電子署名法(2000 年)改正提言」(下記 URL)参照。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho01.pdf>

4. まとめ及び今後の課題

以上のおり、日本における利用可能な電子契約・電子署名については、いくつかの方式が併存しており、特に企業間取引における電子署名の実務が確立しているとは言い難い状況にあるが、新型コロナウイルス対策としてのテレワーク・在宅勤務の導入及びその定着状況を踏まえると、電子契約・電子署名に関するニーズは今後一層高まっていくものと思われる。

電子署名を用いた企業間取引において、当事者に過度の負担をかけずに一定の取引の安全が確保される実務が確立されることが望ましいと思われる。また、クロスボーダー取引が増える中で、国内当事者間の契約と海外当事者との契約の全てについて一貫性があり、かつ各企業にとって過度の負担とならない電子署名の方式及びその立証に関する考え方が近いうちに確立されることが望まれる。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮川 賢司(kenji.miyagawa@amt-law.com)
弁護士 望月 亮佑(ryosuke.mochizuki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。